

2011 年 9 月 6 日

報道関係各位

社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT 株式会社

台風 12 号の被害による鳥取県、三重県、奈良県および和歌山県の 被災者への 9 月の視聴料等の免除について

台風 12 号の被害により、被災されました鳥取県、三重県、奈良県及び和歌山県の皆さんには謹んでお見舞い申し上げます。

CS 衛星放送事業に関わる 88 社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、台風 12 号の被害により、鳥取県、三重県、奈良県、和歌山県内において災害救助法が適用された市町村で「スカパー！」及び「スカパー！e 2」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、9 月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【鳥取県】

- ・東伯郡湯梨浜町（とうはくぐん ゆりはまちょう）
- ・西伯郡南部町（さいはくぐん なんぶちょう）

【三重県】

- ・熊野市（くまのし）
- ・南牟婁郡御浜町（みなみむろぐん みはまちょう）
- ・南牟婁郡紀宝町（みなみむろぐん きほうちょう）

【奈良県】

- ・五條市（ごじょうし）
- ・宇陀郡御杖村（うだぐん みつえむら）

- ・吉野郡吉野町（よしのぐん よしのちょう）
- ・吉野郡下市町（よしのぐん しもいちちょう）
- ・吉野郡黒滝村（よしのぐん くろたきむら）
- ・吉野郡天川村（よしのぐん てんかわむら）
- ・吉野郡野迫川村（よしのぐん のせがわむら）
- ・吉野郡十津川村（よしのぐん とつかわむら）
- ・吉野郡川上村（よしのぐん かわかみむら）
- ・吉野郡東吉野村（よしのぐん ひがしよしのむら）

【和歌山県】

- ・田辺市（たなべし）
- ・新宮市（しんぐうし）
- ・日高郡日高川町（ひだかぐん ひだかがわちょう）
- ・東牟婁郡那智勝浦町（ひがしむろぐん なちかつうらちょう）
- ・東牟婁郡古座川町（ひがしむろぐん こざがわちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！及びスカパー！e 2 の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。

また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL : 0120-085-550 (10:00~20:00、無休)

*報道関係からのお問い合わせ先：

スカパーJSAT 株式会社 広報・IR 部

TEL : 03-5571-7600 FAX : 03-5571-1760

E-mail:pr@sptv.jsat.com